

令和4年3月15日

健康保険組合各位

東京都中野区弥生町 1-13-7 柔道整復師センター  
一般財団法人 保険療養費審査等受託機構  
代表理事 佐野 裕司

## 御案内

前略 日頃、柔整療養費の適正化に鑑みて、弊審査機構の調査等にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

弊審査機構は、各位のご理解・ご支援を頂き5年を経過し、多くの保険者様からご依頼を頂けるようになりました。また、交通事故等の求償権の代行業務もご好評いただいております。弊審査機構はより利用しやすくするため、以下の業務の充実に努めることに致しました。

最近、部位変更、スポーツ障害、整体料金等の柔整療養費の振替請求、並びに被保険者が特段の事情がないのに2カ所以上の柔整施術所を利用する、あるいはチェーン店経営をしている施術所が、同一の被保険者について2箇所以上の施術所から柔整療養費の請求書が提出されるなどの事例が見られます。これらは頻回施術をカムフラージュするためと思われます。

弊審査機構は、これらの不正ないし疑惑のある柔整療養費請求について具体的な内容にかかわる調査を行なっております。しかし、厳格な調査は柔道整復師個人及び業界団体から厳しい批判があります。一部の保険者様からは不正・疑惑請求の件数が減少したというご報告も頂いております。

弊審査機構は、各位のご要望がありました『柔整療養費不支給処分の不服申立についての反論内容の協議及び反論書面等の作成』及び『「不支給」・「返戻」にかかわる問題などについての対応・相談等の業務』を令和4年4月から行うことに致しました。この点について、各位から具体的なご要望などがございましたら、それも取り入れさせていただくことも検討しております。

また、すでに一部の保険組合様に対し行っております、被保険者様向けの「柔整療養施術の適正な受診の案内パンフレットの作成・配布の業務を行ない、少しでも不正・疑惑請求が少なくなる対策もとることに致しました。

弊審査機構は、設立の趣旨にありますように、保険者各位と一体となって柔整療養費の適正化に向けた業務に取り組んでまいります。今後ともますますのご理解・ご協力をお願い致します。

草々